

鳥取市殿ダム周辺広場の設置及び管理に関する条例新旧対照表 第32条関係

改正後			改正前		
<p>○鳥取市殿ダム周辺広場の設置及び管理に関する条例 平成25年9月13日 鳥取市条例第41号 第1条～第16条及び別表第1(略) 別表第2(第8条関係)</p>			<p>○鳥取市殿ダム周辺広場の設置及び管理に関する条例 平成25年9月13日 鳥取市条例第41号 第1条～第16条及び別表第1(略) 別表第2(第8条関係)</p>		
区分	単位	利用料金	区分	単位	利用料金
行商、募金その他これらに類する行為	1㎡1日につき	50円	行商、募金その他これらに類する行為	1㎡1日につき	50円
業とする 写真の撮 影	常時 写真機 1台1月につき	500円	業とする 写真の撮 影	常時 写真機 1台1月につき	500円
	臨時 写真機 1台1日につき	100円		臨時 写真機 1台1日につき	100円
業とする映画撮影の行為	1時間につき	200円	業とする映画撮影の行為	1時間につき	200円
興行	1㎡1日につき	10円	興行	1㎡1日につき	10円
競技会、展示会、演説、集会その他これらに類する行為	1㎡1日につき	5円	競技会、展示会、演説、集会その他これらに類する行為	1㎡1日につき	5円
備考 第6条に掲げる行為に係る土地の利用のうち消費税及び地方消費税を非課税とされるもの以外のものに係る利用料金は、この表の規定により計算して得た額に100分の110を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。			備考 第6条に掲げる行為に係る土地の利用のうち消費税及び地方消費税を非課税とされるもの以外のものに係る利用料金は、この表の規定により計算して得た額に100分の108を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。		